「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月17日（火）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「多様な体験活動推進事業」

（事務局）　続きまして、多様な体験活動推進事業、改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革ＰＴ）　多様な体験活動につきましては、現在、各学校で自然体験学習ですとか芸術文化体験学習を支援するということで、児童生徒の豊かな体験活動の機会を与えるということで、学校長のマネジメントで事業を決定する仕組みで運営されておられます。

見直しの考え方といたしましては、体験メニューを学校が一律で決定するのではなく、個人が検索する仕組みへと転換していってはどうかということで、この事業については一たんリセットといたしまして、効果的な事業に再構築をしていただきたいと考えております。

実施時期については平成25年度を考えております。

以上でございます。

（事務局）　引き続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（教育委員会事務局）　教育長、永井でございます。

私どもといたしましては、この多様な体験活動推進事業では、学校教育においていわゆる学習指導要領に基づいて、それぞれの教科の充実の中で教育課程内の位置づけというもんでございますので、学年単位、あるいは学校全体で児童生徒全員を対象に行ういわば事業の一環でございます。

学校教育法、あるいは学習指導要領では、学校長は体験的な学習活動の充実に努めることとされておりまして、各学校でその校長のマネジメントのもと取り組まなければならない教育活動でございます。特に学習指導要領では道徳なんかでは豊かな体験を通した道徳性の育成を行うことがきちっと位置づけられてるところでございます。こども青少年局が例えば子ども向けの多様な体験活動ということで、サマースクールシティー事業ですとか、こどもとクラシック、あるいはこども文化センターなど、放課

後、あるいは休日に個人が自由に選択できる教育的な事業をやっておられますけども、そういったものと少し趣旨目的が異なりますし、学校におけるクラブ活動などとも違う、まさにいわゆる授業、教育活動そのものでございます。

現在、各学校に予算を渡してやってますけども、十分に校長が裁量を発揮できませんので、むしろ我々としてはより一層校長が裁量を生かして、学校としての取り組みがしやすいように特色ある学校づくりが実現できるような事業の再編をむしろ図っていきたいと考えております。

再編の考え方については、校長の裁量権を拡充をして特色ある学校事業の実現をするために、新学習指導要領にございます教育内容に関する主な改善事項の７項目を基本といたしまして、少しシートの下に書いてますけども、三つのグループに大別をして、それぞれのグループの中から各学校長がマネジメントを最大発揮しながら、みずからの目指す学校づくりにふさわしい教育内容を選択をしていく、そういったものに切りかえていきたいと思っております。

現在、事業予算については児童生徒数によって若干増額をされるような形になっておりまして、今後は事業内容を決算中心となってる報告を改めまして、先進的、効果的な事業を実施した学校についてはむしろインセンティブという形で予算の追加配当できるような、そういったルールも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。時間は13分から15分です。よろしくお願いします。

（改革ＰＴ）　ちょっと議論が平行線なんですけれども、校長のマネジメントではなくて、子どもが選択できる仕組みをしてはどうかという提案をさせていただいておるんですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

（教育委員会事務局）　先ほど申し上げましたように、いわゆる学校教育そのものですから、当然、その学校の子どもたちは学年単位、あるいはクラス単位でありますけれども、全員が同じことをやっていただかないと意味がありませんので、学校長の判断でうちの学校の子どもたちはこういう取り組みをするということ、校長の裁量を決めさせていただいております。子どもが自由に選んでいく部分は学校外活動として展開される分には問題はありませんけれども、いわゆる学校教育の中では学習指導要領にのっとった教育活動には当てはまらないと思っております。

（改革ＰＴ）　この教育課程、あるいは学年単位、学校単位というとらえ方に幅が持たせられないかという議論になってくるかなと思ってます。例えば、今、教育長おっしゃったように、自由に子どもたちが選べるということになれば、それは家庭内活動になるわけです。ただ、この資料に整理していただいてます、例えば八つの項目のうち、一つ、例えば言語活動の充実という形に決めれば、その学年、その学校がすべてそうなってしまうということについて、例えば子どもたちの中では理数教育を受けたいんだと思ってる子どもたちがいる、そういうニーズがあるという、あるかどうかは別として、あるということを想定した上でもう少し幅広なメニューを提供する、そういう運用の仕方が可能ではないのかなと思っております。これが学習指導要領の改革ということになっちゃいますと、それはもう専門領域になってくるんでしょうけれども、基本的に一つの学年で今、何人おられるかわかりませんけれども、すべて決まればずっとそれになってしまう、あるいは一つの学校単位という話もありましたけれども、学校でそれを決めればずっとそういう形になってしまうということについて、何か選択の幅を広げられないかという問題意識があるということが一つと。

それと、事業実績に応じて追加配当するという案も、確かにインセンティブという部分ではいいんですけれども、少し懸念されるのは、例えばその学校の取り組みはそうなんですけれども、そこにこれはまた学校選択制の議論とも兼ね合いが出てくるんですけども、その新しく翌年度配当されたところにたまたま入学するとか、あるいは配当されないところに入学する、そういう子どもたちはどうなるのかという、そこらも少し何か配慮が要るのかなと思うんですけれどもいかがでしょう。

（教育委員会事務局）　教育次長の沼守です。

まず学習指導要領の考え方なんですけども、当然、ここに書かれてる八つの項目というのはすべての学校でやり切るべき課題だと思ってます。それに伴いまして、やり切りながら先ほど室長が申し上げていただいたように、そこの学校でどう特色づくりをよりつけていくかが、ある学年なり、またはこの学校ではここの部分が弱いから言語活動に力を入れましょう、または理数科教育に力を入れましょう。そこから先については、個々の課題については当然、学校はやっていくべきものだと考えてますけども、ベースはしっかりとやりながら、そこの学校の特色化というのは校長の裁量のもとで地域なり子どもの実態に合わせて道徳教育に力を入れましょう、そのためにお金はつぎ込みましょうというのが今回の考え方、また、今までの考え方なんで、個々のいわ

ゆる最初から個人の選択肢をふやすというのは、やはりこれ学習指導要領なり、教育課程内のこととは少し違うのかな、そのベースがあってこそ初めてそれが生かされてくることかなと思いますので、基本的には校長がやはり子どもたちのいわゆる教育活動に使うお金が要る、例えばごく簡単なことですけども、社会見学で歴史博物館行くと、当然、歴博はこれは無料です。そこへ行くお金は、交通費は、出さなければ保護者負担になります。そういうところのお金がなければ、校長さんはやっぱり裁量権、何をやりたいと思っても保護者負担を求めていかなければならない。そのお金をどうするんか、負担の違いがありますけども、いろんな考え方、言語活動で講師呼んできて、ボランティアはいいですけども、その講師代が要るということについて、どこから事業内でお金を出すかといったら、当然、事業費がかかってるわけです。そういうお金で言えば、ごく、言葉悪いですけども、もっとふやしたいといいながら、これは削ってまいりました、シーリングかけて、各学校で40万円程度です。そのお金で講師代やってくださいよ、いろんな項目やってくださいよ。組みかえた中というのは、今、単なる体験ではだめですよということで、かなり校長さん方にいわゆる教育の一環の中でどうするかというのは投げかけをしてるわけです。今、言われてるここの八つの項目に徹底的に取り組みたいという形に再編をさせていただきながら、ベースはやり切りながらどこに上積みを立てていくのかということでは、この中身をしっかりと各学校で力を入れて取り組みたい。そのために頑張ってる学校にはインセンティブを与えて上積みをしようやないかという考え方で校長さんの裁量権、あるいはやる気をもっと出していただきたいという形での施策を考えていきたいなと思ってますので、そこの学校が一律で決定するのじゃなくという部分が、やはり学習指導要領の考え方で少し相違があるのかな。目標に向かってということでいけば、それをなくせば学習指導要領の目標というのはなくてもいいということになりますので、基本的にこれは書かれてることはしっかりと校長先生方、また各学校でやり切るという問題なので、それを支援するのは教育委員会の一つの本来のあるべき姿だと思ってますので、そこのところはそういうやり切った後で個々の支援があるのではないかと考えておりますので、その辺のところ、御理解よろしくお願いいたします。

（改革ＰＴ）　ですから、学校が決めること自体をやめるべきだとか、改善すべきだということを申し上げてるわけなんです。特色ある学校づくりで選べる特色がなぜ一つなのかという、例えばうちの学校は言語活動と理数教育を。

（教育委員会事務局）　一つは考え方でそこから。

（改革ＰＴ）　私どもが申し上げてるのはまさにそういうことであって、あくまでも一つの学校、一つの学年で一つのものを決めるという、そういうふうなものであれば、これは事業に対する理解の認識の違いであって、共通の理解に立っているということであればそれはそれでいいんですけども、私どもの受けとめ方が、いや、これは教育課程内で学校が決めるということであれば、もう少し児童生徒の決める決め方において児童生徒の選択の幅を広げるような決め方、そういう裁量もあっていいんじゃないかなという、そういうことなんです。

（教育委員会事務局）　今、おっしゃってる意味はよくわかりますので、この八つの項目の一つに決めよということでは決して考えておりません。これはいわゆるそこの濃い薄い、濃淡はありますけども、例えば理数教育にうちは５割をかけますよと、この学年について、いわゆるこの中についてはここに重点を置きますよと、違うところに何％置きますよというのは、校長がその中でやってきたベースがあった中で重点をかけていくのは、この中で選んでいただく形をもっとふやそうやないかというのが再編の考え方ですので。

（改革ＰＴ）　例えば子どもたちでもそういう文化とかに非常に関心を持って、そういう体験をしたいと思ってる子どもたちもいれば、語学という方もおられる。その中で学年比率がこういう比率という部分について我々は少し疑問を感じたというそういうことなんです。

（教育委員会事務局）　子どもが選ぶということ、だからメニューを示してこういうことが必要やというのはあるんですけど、要はやっぱり学校としてはこの子どもたちにどういう力をつける必要があるなという、教師が見て、うちのクラスはこれをしましょうとかなるんですけれども、そこで子どもたちが同じクラスの中で、ある人はこっち、あるい人はこっちという子どもに選ばすということの意味が、そこで選択を入れる何か意味があるのかなという。

（改革ＰＴ）　これ対象が小学校ということなのであれなんですけど。

（教育委員会事務局）　小中です。

（改革ＰＴ）　例えば高校なんかでしたら芸術で何を選ぶかという選択というのがありますんで、やはり中学校も対象になってるということであれば、その成長段階に合わせて、やはり子どもたちの思いというものをしっかり反映できるような仕組みというの

も考えれるんじゃないか、それが教育課程の中ではできないんだ、小中学校では一律だということなのかなということに対する疑問ということで。

（教育委員会事務局）　そういう意味では我々、非常に極端な受けとめ方してるんかもしれませんけども、教育活動として成り立つという前提でおっしゃってるんであれば、それは学校の中のやり方というのはあると思う。我々は一人一人の選択という教育活動とは異質なものになってしまうというのは困りますよということ。

（教育委員会事務局）　それでよくわかりましたので、ある意味で学校としてメニューを用意する中で、当然、校長の中で言えば、基礎のことと発展的な学習なり、または中間段階なり、また応用学習なりというのは、その一つの項目について教育課程の組み立てというのは校長の裁量によってできますので、当然、与えたメニューによって出していく事業案の中では発展的な学習も含まれるし、基礎も含まれてくる、そういうとこの選択肢は当然、それは保障されてるものだという考えですから。

（改革ＰＴ）　済みません、自分自身の偏見で、学年で一律、例えとして挙げていいのかどうかありますけども、文楽を見に行かされた、行かされたと言ったらあれですけど、そういうものがあるんであれば、やはり成長段階に応じてそういう幾つかの分野を例えば教育活動の中で決めるという余地というのがあれば、ぜひそういうことを検討していただきたい、そういうことです。

（教育委員会事務局）　要は教育活動として成り立つ、例えば子どもに文楽を見ていただくには、それなりの教育効果を期待するわけで、それは場合によっては、クラスみんなが必要な場合もありますし、逆に教育活動としてグループ分けをしていくということで行うことも、そこはもうそういう教育活動として成り立つという点であれば。この御提案の趣旨と極端に理解しましたんで、それではいわゆる学校としての活動が成り立たないんじゃないかというちょっと懸念があります。

（橋下市長）　これ、改革室のほうは、ただ、効果見込み額が入ってるということは、仕組みを変えればいいということじゃなくて、この事業、予算自体はなしにするという話なのか、今みたいに仕組みの話なのかというのはどうなんですか。

（改革ＰＴ）　これは私も一たんこの事業のまたとらえ方に少し認識の差があったのかもわかりませんけれども、一律決める事業であれば廃止しましょう、ただ、全面的な選択ではないんですけれども、何がしかの選択の幅があるような事業であれば、それは再構築ということで新規で整理しましょうという、そういう意味でそういう選択のな

い事業であるとすれば廃止しましょうということで効果をみてます。

（橋下市長）　これ１校当たりに均等で配分してるんですか、１億円。

（教育委員会事務局）　子どもの数。

（橋下市長）　子どもの数。

（教育委員会事務局）　学校規模ですね。

（橋下市長）　規模ですか。それは校長に与えられてる裁量予算というのは、今、市では小中学校で大体１校当たりどれぐらいあるんですか、裁量経費は。

（教育委員会事務局）　40万円。

（橋下市長）　１校40万円ぐらいがこの金額でいってるわけ。

（教育委員会事務局）　校長が自由に。

（橋下市長）　そしたら、それはだからちょっと今、仕組みの話は今までもしましたけども、また別に校舎の話とかいろんなことをやってる中で、これは予算をどっかから持ってこないといけないんですけども、その裁量経費をふやすという話をどこまでやるのか、だから多様な体験活動推進事業って別に決め打ちしなくても、裁量予算の中でいいわけなんですよね。

（教育委員会事務局）　ちょうどこの事業の経緯がございまして、最初の十何年前にふれあい教育であるとか、体験活動重視なりというときに、いろんな活動を含んで多様な体験活動という名称を続けてきたんですけども、今、教育委員会としても少し名前と実態があわないのではないかなということを考えておりますので、今回、御提案あったように、中身の再編と同時に、名称も含んでいろんな各学校の教育活動に資するという形ですので、その辺のところもどうかなという内部の議論もありましたように、そこも考えていきたいなということは思っております。

（橋下市長）　多分、後ろのメニューとか見ると、メニューというか、12ページからのやつを見ると、要は校長さん、その予算の中で考えていくことでもいいんじゃないですかね、教育委員会がいろんなメニューというか、こんなやり方ありますよというのは教育委員会でいろいろ考えながらでも、別にそれに乗っかっても乗っからなくても、校長先生がアイデアを出せば、よっぽど問題があるようなお金の使い方じゃない限りは、あとはだから裁量経費、どこまで校長先生にふやすかという話で、というイメージでもいいんですか。

（教育委員会事務局）　要はいわゆる子どもの事業ですから、要するにどういう位置づけ

でやるかということさえちゃんと校長が決めれば、ですからこれは社会の授業と考えるとか、理科の授業と考えるか、そういう位置づけをちゃんとして、教育活動ですよという対外的に説明をできる形であれば、あと中身、中身は校長で。

（橋下市長）　だからこの市政改革室が出した、今のこういうことは一回リセットして、もう一回、再構築どうするのかというのを考えるということでいいわけですか。

（教育委員会事務局）　御指摘のように校長がプランをつくり、子どもの選択というものをちゃんと入れるということ、教育活動として成り立つという前提で選択を入れることについては我々は異論はありませんので。

（事務局）　それでは議論を終わらせていただきます。